

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）に対するパブリックコメント（意見公募）を実施します

市では、「白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の作成に当たり、広く市民の皆さまからご意見、ご提言等をいただくため、パブリックコメントを下記のとおり実施します。

記

1 公表資料及び公表方法

(1) 公表する資料

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

(2) 公表の方法

①市役所庁舎（1階子育て支援課窓口）、はびすしらおか（1階受付カウンター）での閲覧

②白岡市公式ホームページを利用した閲覧

<http://www.city.shiraoka.lg.jp/2752.htm>

2 受付期間

平成26年7月23日（水）～平成26年8月22日（金）

3 提出の際の記載事項

(1) タイトル「白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）に対する意見」

(2) 住所

(3) 氏名

(4) 電話番号・メールアドレス

(5) ご意見等

注1 (1)～(5)の記載事項に漏れなどがある場合は、ご意見等として取り扱いできないことがあります。

注2 お寄せいただいたご意見等は、記入者の住所、氏名等を除き、そのままの形で公表する場合がありますので、個人が特定される内容は、意見本文中には記入しないようにしてください。

4 提出方法及び提出先

(1) 持参（代理のかたでも結構です。）

子育て支援課（市役所1階）、はびすしらおか（1階受付カウンター）

(2) 郵送：〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地

白岡市役所 健康福祉部 子育て支援課 保育担当

(3) ファクシミリ：0480（93）1179

(4) 電子メール：kosodate@city.shiraoka.lg.jp

※ 郵送、ファクシミリ、電子メールの場合は、8月22日（金）必着でお願いします。

5 意見等の公表

実施後、意見等の概要、意見に対する考え方、案を修正した場合の修正内容を公表するものとします。